

返金制度に関する事項の明示

●返金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。但し、以下の事由による場合については返金の対象となりません。

1、会社都合による退職

2、本人の死亡など、やむを得ない退職

3、事前協議の上、双方で返金しないとする旨の締結ができた場合

返金に関する詳細は以下のとおりです。（消費税を除く）

在籍期間	返金額
入社～3 ヶ月未満	受領金額の最大 50%
3 ヶ月以上～6 ヶ月未満	受領金額の最大 30%

※料金表は最大限度額を表示しております。

個々の金額については案件ごとに決定いたします。

（注）返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。